

## 山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成24年4月13日 14:30~18:00

### 会議出席者

#### <環境影響評価等技術審議会委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、坂本康委員、鈴木邦雄委員、高木直樹委員、角田謙朗委員、平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員

#### <事業者等>

##### ○大月バイオマス発電事業

大月バイオマス発電株式会社 有坂代表取締役  
株式会社環境計画 森取締役  
株式会社タクマ エネルギー・新環境本部 プラント1部 1課 豊田課長代理  
株式会社環境研究センター 環境事業部 環境調査部 北坂課長、勝間課長、加賀谷係長

##### ○都市計画道路甲府外郭環状道路北区分

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 調査第二課 水川課長、長井係長、  
根田国土交通技官

株式会社福山コンサルタント 大塚氏、宮崎氏

都市計画決定権者 山梨県県土整備部都市計画課 武藤副主幹

山梨県県土整備部道路整備課高速道路推進室 名取室長補佐、壺屋副主幹

##### ○甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 石原事務局長、河西総務課長、角田建設課長  
堀口、小田切、佐藤、佐野、土肥

（財）山梨県環境整備事業団 丸山境川建設事務所長、大原建設課長、清水、川田、渡邊、鈴木  
笛吹市市民環境部環境推進課 山下課長

エイト日本技術開発株式会社 大谷、村山、大矢

#### <事務局>

環境創造課 小島徹課長、依田真司課長補佐、土橋史主査、望月剛専門員、岩浅真利子技師

### 次第

1 開会

2 環境創造課長あいさつ

3 議事

議題1 大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書について

議題2 都市計画道路甲府外郭環状道路北区分 環境影響評価準備書について

議題3 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業 環境影響評価書について

議題4 その他

4 閉会

資料

- 1) 大月バイオマス発電事業 知事意見骨子(案)、意見整理票
- 2) 都市計画道路甲府外郭環状道路北区間 知事意見(案)、意見整理票
- 3) 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録【速報】(平成24年3月27日)

## 1 開会

(進行 依田課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

## 2 あいさつ

(進行 依田課長補佐)

議事に入る前に、小島環境創造課長より、ごあいさつ申し上げます。

(小島課長)

先生方には大変お忙しい中、この技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また一部の先生方には午前中、現地調査にお越しいただき、大変お疲れ様でした。

申し遅れましたが、私、この4月から県の環境創造課長を務めさせていただいております小島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日は3つの議題についてご審議していただく予定となっております。

まず、1番目の「大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書」につきましては、知事意見の形成に向け、たたき台として「知事意見骨子（案）」をお示しさせていただきますので、ご審議をお願いしたいと存じます。

また、2番目の「都市計画道路甲府外郭環状道路北区分間 環境影響評価準備書」につきましては、先生方のこれまでのご意見を踏まえまして、「知事意見（案）」をお示ししましたので、後ほど、ご説明させていただきたいと存じます。

そして、3番目でございますが、「甲府・峡東ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業」につきましては、去る3月28日に事業者より評価書の送付がございまして、これを受けまして、知事は5月26日までに意見を述べることとなっております。本日は、事業者から評価書の内容について説明を受けた後、先生方にご議論をお願いすることとなっております。

限られた時間ではございますが、よろしくご審議の程お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

## 3 議事

(進行 依田課長補佐)

それでは、議事に移りたいと思います。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、11名のご出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

ここで配布資料の確認をいたします。まず、次第がございます。それから、「大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見骨子（案）について」、次が「新山梨環状道路北区分間環境影響評価準備書に対する知事意見（案）について」、それから「山梨県環境影響評価等技術審議会議事録【速報】」、次が「今後の山梨県環境影響評価等技術審議会の開催と案件の現状について」、それから「大月バイオマス発電事業に係る猛禽類調査業務（その1）」、それから参考資料といたしまして今日の山梨日日新聞の中部横断道長坂 - 八千穂間についての記事をお配りしております。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は会長が務めることとなっておりますので、片谷会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(片谷会長)

年度初めのご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は午前中、現地視察がございまして、ご参加いただいた委員の方々、ありがとうございます。私、同行できませんで、大変申し訳ございません。事業者の皆様方も、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。昨年、8回の会議の開催がございまして、恐らく過去最多であったと思いますが、今年度もかなり詰まったスケジュールで審議をお願いすることになります。本日も同時に3件の審議を行うということで、これも以前にはあまりなかったこととございますけれども、たまたま複数の案件が並行して動いている状況でございますので、ご協力の程お願いいたします。

運営方針の確認をいつものようにさせていただきます。本審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会において議論いただきまして、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについて、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とすること。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する、ということになっておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日の議事でございますけれども、議事次第にございますように、大月バイオマス発電事業の方法書についての、前回の審議会以降の質問事項、指摘事項に対するご説明をいただいた上で、質疑応答と審議がございまして。その後、知事意見の骨子案の説明を聞いて、意見をいただくという段階になります。

2番目の議題、環状道路の北区間ですけれども、こちらは準備書に対する知事意見の案をご確認いただくという段階に本日は進んでまいりました。

3番目の議題は、甲府・峡東地域ごみ処理施設の評価書が提出されましたので、その評価書について説明を受けた後、質疑応答と審議を行うという3つの案件でございます。

## 議題1) 大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書について

(片谷会長)

時間が限られておりますので、早速、最初の議題、大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書に関する審議を始めさせていただきます。

まず、前回の審議会における指摘事項につきまして、事業者からご説明をいただきたいと思っております。いつもお願いしておりますが、簡潔なご説明をよろしくお願いいたします。

(事業者 森取締役)

前回の審議会の中でご指摘をいただきましたことについて、修正ということで、今回、資料を「大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価方法書 調査事項修正事項」という資料が皆様方のお手元に配布されていると思っております。これに基づきまして、修正箇所等の説明をさせていただきます。

最初に、2ページに調査方法の一覧がありますが、赤字で示している部分が新たに修正を加えさせていただきました。大気質の部分の、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、塩化水素、微小粒子状物質、ここが新たに調査内容として追加させていただきました。位置に関しては、図5-1-1、一般大気測定局、大月の位置で調査を行うということでございます。続きまして、騒音につきまして、新たに赤字で示した騒音レベル、環境騒音と自動車交通騒音、この2つを加えてございます。

続きまして、4ページの大気、今ご説明させていただいた部分、赤字で示しておりますけれども、これを新たに加えさせていただきました。

5ページにつきましては、調査の地点をここで示させていただいております。

続きまして、6ページ、これも調査期間、頻度のところの予測の部分、赤字で示した部分を新たに追加ということで、記載させていただいております。

続きまして、9ページ、図面の修正でございますが、これを10ページで、位置の修正ということで、地図を大きく変えさせていただいております。

続いて、11ページ、予測地域を赤字で示しているとおりに、気体排出口を追加で入れさせていただいております。

続きまして、15ページ、空気振動に関しまして、調査方法で新たに加えたものがございます。これは赤字で示しているところがございますが、特異的な事象ということでJR中央本線、中央道での車両の走行によるという項目を追加させていただきました。

17ページも同様に、騒音の調査地点、これは地図を変更させていただいております。

16ページの部分、ここも一部修正をさせていただいております。低周波音の測定方法に関するマニュアルをベースに一部変更ということで、この項目を加えさせていただいております。

続きまして、20ページ、環境保全に関する配慮方針ということで、下の段になります、「低振動型の採用に努める」の記述につきましては、最近では低振動の工法による工事が一般になり、旧来のドロップハンマやパイルドライバ等が使われなくなりましたので削除します。」ということで、これも変更させていただいております。

つづきまして、21ページ、水質の部分で、新たに水生生物の保全に係る項目ということで、全亜鉛を追加させていただいております。同ページの調査方法につきましては、①公共水域の水質の部分で、水生生物の保全に係る分析方法ということで、文言を追加させていただいております。3) 調査地点、これにつきましては、調査地点を4地点に増やしました。それをここに表記させていただいております。

22ページは従来の図を示しておりましたけれども、23ページに修正後ということで、新たな地点を大きくしたものをここに示しております。

24ページも同様に、拡大した地図をここに表記させていただいております。

それから、25ページの表5-5-1「水質・底質・地下水調査地点の位置と設定理由」、追加項目ということで、この文言を追加させていただきました。

次に、28ページでございますが、植物調査範囲、これも図面を隣の29ページで修正をして、大きく表示をさせていただいております。

続きまして、30ページ、陸上動物、この調査方法につきましては、鳥類の部分のア)の部分で、調査範囲内に2ルートを設定するというので、新たに追加させていただきました。続きまして、定点調査法としまして、イ)の部分、これも同じように調査範囲に2地点を設定するという風に修正させていただきました。

次のページ、31ページで、3) 調査地域の部分で、表5-7-1に陸上動物調査ルート及び地点の概要という文言を新たに追加させていただいております。その前に、調査範囲内に2地点を4地点に変更させていただいております。

加えて32ページ、新たな概要として、表5-7-1「陸上動物調査ルート及び地点の概要」ということで、新たにこれを追加させていただいております。

続きまして、34ページ、35ページ、これも同様に地図を拡大したものに変更をさせていただきました。

続きまして、36ページ、調査方法の中で魚類につきましては、計画地付近の沢1地点から2地点、A沢及びB沢、これを新たに加えさせていただいております。続きまして、サーバーネット法の記載のところも同様に1地点から2地点、A沢及びB沢ということで、新たに加えさせていただいております。加えて、任意採集に関しましても、1地点から2地点に変更させていただいております。更に、付着藻類の部分、コドラート法に関しましても同様、2地点ということで、A沢及びB沢を新たに加えさせていただいております。加えて、3)の調査地点の部分で、表5-8-1に水生生物調査地点の概要ということで新たに、37ページの上にあります、これを追加させていただいております。

続きまして、38ページ、39ページ、これも同様に図面の変更ということで、修正後は大きく表記をさせていただいております。

40ページの図に関しましても、水生生物調査地点、これも表記として大きく拡大した図面に変え

させていただきました。

続きまして、44ページ、この図面に関しましては新たに調査場所の項目を加え入れたことで、45ページの景観・風景の調査地点、これにつきまして新たな文言を加えさせていただいております。「調査地点及び調査ルートを選定にあたっては、景観・風景に関する普遍価値及び固有価値を鑑み、視認性など計画地方向がみられやすい場所、親近性などの地域住民に親しまれている場所、歴史性、郷土性などの歴史的遺産、史跡の存在などの地域の生活習慣や文化とのかかわりの深い要素の存在場所を調査地点として設定した。」ということで、新たに表5-8-2に示してありますけれども、その6つの場所を設定しております。

続きまして、47ページ、今、ご説明させていただいた地点名を新たに入れさせていただきました。

続きまして、51ページ、日照障害、これは新たに加えさせていただきました。予測内容としては、冬至日における日照時間及び毎正時の日影。予測方法は、原則として冬至日の日影を計算により求め、対象時刻は8時から16時、また周辺の地形を図面等により考慮する。予測地域は事業計画地の北側。予測対象時期としては、発電所の設備が存在したときからの冬至日ということです。評価の方法としては現況に対する影響の変化の度合いを明らかにし、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り回避、最小化され、また必要な場合には代償されているかどうかを明らかにする。環境保全に関する配慮方針として、発電所の設備においては配置及び形状の配慮に努めるという部分を新たに追加させていただきました。

それに加えまして、3地域における行事ということで、地域の年間を通じた行事を一応調べさせていただきました。吉久保地区、原地区、白野地区の3地域に関しまして、地域から年間の行事の情報をいただきまして、これを反映させていくような形をとりたいと考えております。一応取りまとめはしましたので、あとで各地域の行事に関しての情報をまたお出ししたいと思います。

それに加えまして、先ほど、現地でもご説明させていただきましたけれども、猛禽類の調査、この部分につきましては、コンサルの方から説明をしていただきたいと思います。

(片谷会長)

猛禽類に関する調査についてのご説明は、他の部分の質疑をしてから、させていただきたいと思っております。

それでは、ありがとうございます。先にご説明いただきました調査方法修正事項という資料でございますけれども、これにつきまして前回、色々ご意見をいただいたことに関して、事業者側としての対応を、修正点を赤字でお示しいただいているわけでございます。前回、ご発言いただいた箇所について、適切な修正、追加がなされているかどうかという観点で、ご判断を承りたいと思っております。あるいは何か追加のご発言があれば、ご発言いただいて結構です。どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

(坂本委員)

追加となると思うのですが、井戸を2つ掘って、その1つで継続的に水位を測るという書き方だったと思うのですが、2つの井戸は、深さ等、どういう違いがあるのかということと、こちらを使ったのはどういう理由なのか、その辺を少し教えてください。

(事業者 有坂代表取締役)

当初、1本掘った段階で、思ったとおりの水量が出なかったものですから、2本目を掘ることになりました。最初に掘った方が1日10t程度で、2本目を掘ったところが、日量40t程度が見込めることが分かったのですけれども、両方から取水してしまうと、相互に影響が出るということで、後半に掘った井戸の方を利用していくことになったので、両方使うということは考えておりません。

(坂本委員)

多分、後からの方が深く掘ったということですね。

(事業者 有坂代表取締役)

今日は手元に資料がないので分かりません。

(坂本委員)

分かりました。試しに掘ってみて、1本は使わないのもう捨てた格好になって、もう1本のデータを取るということですね。

(事業者 有坂代表取締役)

そうですね。両方使うことはないのです。

(坂本委員)

分かりました。ありがとうございました。

(片谷会長)

他にいかがでしょうか。

(大久保委員)

27ページですけれども、誤字だと思いますが、調査方法で「ブロン-ブランケ」と書いてありますが、これは「ブラウン-ブランケ」に直してもらいたい。

その次ですけれども、調査方法の②ですが、少しこの一番最後の文章、何か幼稚っぽいですよね。「現地で同定できないものは標本を持ち帰り、室内で同定を行う。」と書いてありますが、そんなことはどうでも良いわけで、「同定困難種は専門家に依頼する。」程度でどうでしょうか。持ち帰ろうと何しようとはそれは関係のないことであって、「同定困難種は専門家に依頼する。」という表現の方が良いのではないかということでございます。

(事業者 有坂代表取締役)

ご指摘のとおり修正させていただきます。

(片谷会長)

実際にそのようにやられる予定なのですね。では、今のは表記上の問題という扱いとしたいと思います。

(福原委員)

前回出ていなかったもので、少し私に分からないところがあるので、重複するかもしれませんが、18ページで、騒音・振動及び道路交通調査地点というのがございます。この以前からいただいている資料を見たときに、一般的な表現をしているのですが、どうしてこの調査地点を選んだのかというのが、騒音等、低周波音も含めて見たときに、少し首をかしげる部分があったのです。その辺りを明記していないので、どうしてこれを選んだのかと思いました。なぜならば、例えば今日、現地を見せていただいて、よく分かったのですけれども、プラントの基準点から見たときに、その対岸のところと、道路延長上にありますが、距離的に見ても、集落の直達距離よりもこの地点の方がだいぶ離れているように見えるのですね。そうすると、騒音や低周波音については、ここが最適な位置なのかどうなの

か、少し疑問に思ったものですから、以前にこうした質問が出ていたかどうか不明だったので、重複するかもしれませんが、お願いします。

(事業者 森取締役)

プラントのちょうど山側にプラントの機械関係が集中するというので、この場所を設置したということです。

(福原委員)

音源側は良いのです。逆に対岸の予測地点です。

(事業者 北坂課長)

対岸なのですが、計画地に対して多少高いところに住宅がございまして、施設から出る騒音が上方に拡散して、原地区の方の一番近い部分で、周辺の民家に対しての影響を見るということで、設定させていただきました。

(福原委員)

ですから、可能な限り、この地図で言うと、562.6mの地点よりも、少し右側の方が近い。なぜそこを選ばないのか。

(事業者 北坂課長)

そこはコンクリートですとか、測定が難しい場所でしたので、564.5mと書いてある地点が広い空き地になっておりまして、外からの反射とかも含めまして、一番影響がないだろうというところで、選定いたしました。

(福原委員)

こだわると申し訳ありません。これは例えば、これに関係する住民の方から見たときに、どうしてこの集落の直近のところを選んでいないのかと誰でもそう思うし、先ほどの説明で、音の放射、指向特性のことを少し言っておりましたけれども、逆に私の経験から見ても、可能な限り正面に近いところで、最短距離で行えば、よりシビアな状況になると思うし、住民や私どもも理解しやすいと思う次第です。

(事業者 北坂課長)

はい、そのようにさせていただきたいと思います。

(片谷会長)

今の件は、測定場所の土地の利用性、アベイラビリティの問題も制約条件になっているというお話でしたので、確かに、例えば畑の中に勝手に踏み込んで、騒音計を立てるということはできないわけで、その辺の制約条件の中で、最大限、事業予定地に近い、しかも住宅に近いポイントを選ぶ必要があるというのが福原委員のご指摘だと思いますので、実際に調査される際に、ぴったりこの図面のとおりでなければだめということはないので、むしろ現地の状況に応じて、福原委員の意見を少しでも反映できるような位置を、最終的に選んでいただきたいと思いますということをお願いしておきたいと思います。

この高さ方向が違うことに関しては、やはり直近の民家を想定されたから、この高さになっているということですね。分かりました。



(平林委員)

この前、意見を申し上げまして、今回、だいぶ改善していただき、ありがとうございました。

今日、私は現地を見ていないので、少しお尋ねしたいのですが、24ページの、A1の、追加になった沢の地点なのですが、これは25ページの表5-5-2にありますように、A沢の代表的な地点ということで、ここで水質ほかを測定するのだと思います。しかし、この場所は、18ページの図を見ると、コンクリートで3面張りになっているように地図上では見えるのですが、これが本当にA沢の代表地点として取り扱って良いのか、少し疑問に思います。いかがでしょうか。私の意見としては、もう少し上流の方が良いのではないかという気がするのですが。そこが1つお聞きしたい点です。

(片谷会長)

実際このポイントは自然護岸なのか、コンクリート張りなのか、どちらでしょうか。

(事業者 森取締役)

3面コンクリート張りです。

(平林委員)

では、上流で取られた方が良いのではないのでしょうか。ここだとかなり人工的なところで、調査されても、特殊なデータが取れるだけだと思います。もう少し上流で取られることをお勧めします。

2点目ですけれども、36ページで、付着藻類を追加していただいたのですが、調査方法はコドラート法で、調査地点を1地点から2地点にいただいているのですが、これは多分、定量的に取られるのですよね。ただ、それで顕微鏡を用いて同定するということなのですから、せつかくコドラート法でやられるのであれば、クロロフィルaの量を調べて、河川の水量が増えたり減ったり、水温が上がったり下がったりしたときに、付着藻類の現存量がどうなってくるのかというようなデータが取れると、より良いと思います。いかがでしょうか。簡単なので、クロロフィルaを追加しておいていただくと良いと思いますが。

(事業者 勝間課長)

クロロフィルaに関しては、追加したいと思います。

(片谷会長)

では、先ほどの調査地点は若干、上流の方が良さそうだというご指摘と、今の点を併せてお願いします。

(事業者 勝間課長)

先ほどの調査地点の、なぜここを選んだかという理由ですが、A1はこの地点から水を取水するというので、選定しております。確かに3面張りで、あまり生物とかもないような感じですので、確かに平林委員のおっしゃるとおり、上の方が自然護岸で、自然的な沢になっていて、生物的にも取れそうなのですから、ただA沢から水を取るという計画で、取水地点を調査地点に選んだということです。

(片谷会長)

その場合、どうなのでしょう。取水地点を優先するのか、自然の沢を優先するのかということですが、平林委員のご意見をいただけますか。

(平林委員)

もしここで大量に水を取ったとすると、この沢全体の水量に大きな影響が出てくるわけで、そうするとやはり上流側で、どのような生き物がいて、どのようになっているのかを知っておくことが非常に重要ではないかと思います。やはり調査地点としては3面張りの地点よりも、その上流側の地点を捉えておいた方が、この沢を代表する場所だと思いますので、私は上流の地点を取られたほうが良いと思います。

(坂本委員)

下流で水を取るの、上流は関係ないということも言えると思いますが。

(平林委員)

取る量によって、流量が大きく変わるので、どのような影響が出るか分かりませんが、上流の方が良いと思います。

(角田委員)

追加でよろしいですか。現地に行ってきた人しか分からないということで、1つはもし上流で取るとすると、何%かはコンクリートの下に伏流する。あと何%かがコンクリートの上を流れているということなので、上流で取るとその合計の水量となるし、それから今のコンクリートの上で取ると、実際にそこから引くということであれば、その地点の水質であるということだと思いのですが、現地を見ないと難しいと思いますが。

(片谷会長)

ありがとうございました。そうしますと、推奨する地点の結論を出す必要があるかと思いますが。

(平林委員)

坂本委員は今日、現地をご覧になったのですか。それでは、

(坂本委員)

いえ、発想が違うので。こちらは事業のために、水質を測るというイメージでしたので。

(角田委員)

実際に取水はどの地点で行うのですか。コンクリートの上に枡を作るのですか。

(片谷会長)

取水はコンクリートに穴を開けてということでしょうか。詳細な設計はこれからでしょうから、現時点では不確定部分はあるかと思いますが、今どのような構想をお考えかをお答えいただきたいと思っています。

(事業者 森取締役)

大月市との協議も必要になると思うのですが、いわゆる現況施設の一部変更という形で申請は可能だということで確認は取れておりますので、現状のこのコンクリートの部分で加工した形で取水できればと考えております。

(片谷会長)

水質の監視を優先するとすれば取水口付近、取水地点で調査を行うということでしょうか。

(坂本委員)

そこで水を取ったとしても、上流の生物を考えるのであれば、上流に影響があるという感じがしなかったのです。

(大久保委員)

現地を見ると、ほとんど水はコンクリートの下に潜っている。コンクリートの上も流れていましたけれども。冗談半分に、下の水はろ過されてきれいだと思います。

(坂本委員)

生物の調査はどこで行うのですか。

(平林委員)

生物も同じ場所ですよ。

(坂本委員)

であれば、上流ですね。

(平林委員)

そう思います。

(片谷会長)

今の話を総合するとやはり、メインの調査地点としては上流で、取水した水のチェックに関しては取水後に別に、稼働後はチェックさせるのでしょから、そのまま取った水を何もチェックせずに使われるということはないですよ。そうしますとやはり、この調査地点としては上流ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(事業者 勝間課長)

分かりました。A沢の調査地点は上流側に移動します。

(湯本委員)

陸上動物の調査の件ですけれども、両生類・爬虫類を除いて、全てに夜間調査が入っています。両生類・爬虫類にもかなり夜行性のものが入っています。外来種も考えておかないといけないということを考えますと、両生類・爬虫類についても、他の調査と同時で構いませんので、夜間調査という見方も入れていただきたいと思います。

(事業者 北坂課長)

夜間調査を付け加えます。

(鈴木委員)

調査範囲については、拡大していただいて、ありがとうございます。これで良いと思います。

先ほどの大久保委員の調査方法の名前の話、調べましたら、英語読み、フランス語読みでどちらでも良く、どうもアセスの文献は「ブロン-ブランケ」となっているようですので、カッコ書きで追加しておいていただければと思います。

(片谷会長)

こういうのは他の分野でもありますね。いずれにしてもこれは表記上だけの問題ですので、今、鈴木委員からご指摘があったように、カッコを付ける等の対応をお願いします。

(工藤委員)

前回出られなかったので、少し基本的なことを確認したいのですが、方法書の5ページ、まず3)の出力なのですが、ここの単位が間違っています。出力なので、「kW」もしくは「MW」ですので、発電出力が11.5MWですね。所内動力として1.5MW、そして送電端で10MWということでよろしいでしょうか。

(事業者 森取締役)

はい。

(工藤委員)

4)の送電量ですが、この表の下の3つ、送電量ですので「kW」ではおかしいですね。「kWh」ではないでしょうか。

(事業者 森取締役)

はい。

(工藤委員)

「送電端出力(kW)」、これは「送電量」もしくは「売電量」ではないでしょうか。

ここで、所内動力として1.5MW使われるわけですがけれども、所内消費が単位を直したとして、1,000kWhでは少なすぎると思います。ここは数字を確認してください。

(事業者 森取締役)

分かりました。

(工藤委員)

(4)使用燃料について確認したいのですがけれども、使われる燃料としては生木チップと椰子殻ということで、ここに建築廃材、もしくは補助燃料として化石燃料が混じる可能性はないと解釈してよろしいでしょうか。

(事業者 森取締役)

プラントの起動に関しては、A重油を使う計画としております。いわゆるプラントの立ち上げ、立ち下げの部分です。それ以外に関しましては、基本的にここに記載されている生木由来の燃料チップ、補助材としてPKSを一部使用するという計画としております。

(工藤委員)

化石燃料は混じらないということですか。

(事業者 森取締役)

はい。

(工藤委員)

それから、4ページのダクトというのは煙突ということですか。

(事業者 森取締役)

そうです。

(工藤委員)

今日の資料で、11ページに気体排出口と書いてあるのですが、これは煙突とはまた別なのですか。煙突なのですか。

(事業者 森取締役)

同じです。

(工藤委員)

煙突は10ページの図ではどの辺りになりますか。

(事業者 森取締役)

この赤で示している真下、ちょうど「554.8」と示している、大体この付近を想定しています。

(工藤委員)

今日、現地を見たのですけれども、地上気象観測地点が川の向こう側の、北側の工事現場のようなところということでお聞きしておりますけれども、かなりこの付近は谷が狭くて、流れは東西にかなり限定されると思うのですけれども、特に晴天の、一般論で風が弱い時には、斜面側の局地循環が卓越したりですとか、あるいは東西流が卓越している時でも、この施設付近はよどみ域になりそうな気がするのですね。なので、その予測をする時に、まともに谷の流れを反映する地上気象観測地点の値が、施設から排出される物質の拡散条件とするに適切かどうか、少し疑問を感じました。ですので、地上気象観測地点を、多少木はあるにしても現場、それから当初から予定されている地点、この2箇所ですべてやっていたらいいかと思えます。

(事業者 森取締役)

これは県とも協議をさせていただいたのですが、この部分は農地ということで、まず1つに電源の確保がなかなかできないということと、土地が農地ですので農地法の問題を解決しなければならないということで、そこが今、現実、障害になっているということで、今回の場所としました。

(坂本委員)

農地法がかかっているから測定器を置けないということですか。

(事業者 森取締役)

全部解除しなければいけないという、そういう手順を踏まなければならないということで。

(工藤委員)

時々、田んぼを借地して気象観測をしますが。

(事務局 土橋主査)

固定物でなく、仮設物であることは説明されましたか。

(事業者 有坂代表取締役)

農政部と協議させていただきました。写真まで付けて説明しました。

(片谷会長)

それに関連してですけれども、このポイントに10mポールを立てられるわけですよね。そうすると確かにこの青丸の地点は少し低いですが、一応10m上げれば、約540mにはなるということですね。ですから、沢の底で測っているわけではない。

(工藤委員)

ただ、近ければ気流が同じというわけではなく、この地点は少し難しい地点だと思うのですね。この川に沿った部分は相当、東西流が強いと思うのですけれども、現場周辺はどういう気流になるか見てみないと分からない気がします。

(片谷会長)

過去に衛生公害研究所が、光化学の関係で調査した時のデータがまだどこに残っていると思うのですけれども、その時のデータを見た記憶では、非常にきれいに東西流ばかり観測されているという状況でしたから、確かに年間、ごくわずかな頻度で今、工藤委員がおっしゃったような、よどんだ状況が発生することは恐らくあると思うのですけれども、年間風配図にすると全く見えないような、きれいに東西にとがっている風配図でした。この地点ではないですが、あれは確か笹子の方で、駅に近い所だったと思うので、もう少し上ですね。

(工藤委員)

これは夜間は結構強い冷気流が流れているので、その場合に、もうほとんど川の流れのような感じで流れると思うので、それを想定してみると、こういう部分はよどみますよね。

(片谷会長)

ありますね。頻度は別として。

(工藤委員)

例えば煙流実験をやってみるとか、お金もかからないし、気流の特性も見えると思うのですが。今日、地形を見てみて、これは少し不安があるという気がしました。やはり安定度が強くなると思うので、鉛直の拡散が抑えられた状態で、かなり長距離輸送される可能性もあるかもしれないということで、ただバイオマスを使っているという点では、出てくるものは化石燃料に比べたらかなり汚染物質は少ないであろうし、どこまで想定して観測を行うのが適切かというのは少し注意深く検討してみる必要があるのではないかと思います。

(片谷会長)

先ほどの事業者からのご回答では、川の南側で測るのは難しそうだということですので、代替の対策を考えるのですが、今、調査で使われているポールは10mより高くなりますか。

(事業者 北坂課長)

なりません。規定のもので。

(片谷会長)

規格品で、それより高いものはお持ちでない。そうすると、少なくともこの川の北側の中のできる

だけ高さのあるところに立てていただき、少なくともこれは約530mに10mのポールを立てて、ようやく約540mになるわけですから、それでも周辺の住宅街より低いのですよね。ですから、かなりこのへこんだ部分を測ることになってしまうので、なるべく上の住宅レベルで測れるような位置をこのエリア、電源が確保できる場所の中で探していただくということが、すぐにできる改善案かという気がします。南北両岸で測れば確かに一番良いのですけれども、難しいということであれば、北岸で、むしろこの川沿い、事業実施区域に接近させることよりは、高いところで測った方が意味、沢全体の代表性は上がりますので、今この付けられているポイントは多分電源が利用できるということで付けられていると思いますので、電源が利用可能な範囲で、むしろなるべく高いところを探していただいた方が、へこんだ部分の特殊な気候を測ってしまうということを避けられると思います。私は今日、行けませんでしたが、15年、ここを電車で通ってきたので、大体この辺の地形は分かりますが、この川に近いところの低いところをやっても、特殊な状況が起こる可能性が高いので、実際、事業が始まれば、大気汚染物質は煙突から主に出るわけですよね。ですから、煙突の高さぐらいの気象データで本来は予測しなければいけないわけで、そういう意味でいうと、やはりこの今予定されているポイントだと少し低すぎるとするのは、工藤委員のご指摘のとおりです。少し高い場所のアーベイラビリティをご検討ください。

(工藤委員)

追加なのですけれども、電源の場合、私どもよく気象観測をやりますけれども、太陽光パネルを使ったりですとか、あとは仮設電源を引いて安定した電気を供給することは可能ですので、やろうと思えばできる。農地についても、たいていの場合は何とかなるのですよ。許可を取れば。なので、少し頑張ってみていただきたいですね。そうしないと、適切な予測ができませんので、ここでちゃんとした観測を行うことは非常に重要なことなので、しっかりやっていただきたいと思います。

もう1つ、51ページの温室効果ガス等についての予測・評価なのですが、これは運搬系についての予測なのか、通常のバイオマス発電ですので、バイオマスを燃焼させてということであれば、カーボンニュートラルということで、算入しないのですよね。ごみ焼却場からの排出も、プラごみや化石燃料由来のものでしか排出量は算定しませんので、バイオマス燃焼に関する温室効果ガスの予測であれば、必要ないと思います。ただそこに搬入する車の影響ということであれば、やっても良いかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

(事業者 北坂課長)

今言われた、車両に対する温室効果ガスの排出量について算定します。

(片谷会長)

実は私は異なる意見を持っておりまして、カーボンニュートラルであっても計算はしておくべきであるという意見を他の県でも出している立場です。もちろんカーボンニュートラルというのは事実ではありますけれども、ただ、要はたくさん集めた木屑をいっぺんに燃やすわけですから、やはり一時的に二酸化炭素を増大させることにはなっているのですよね。何十年かかかって植物が吸い込んだ二酸化炭素を短期間に集中して排出するということですから、二酸化炭素濃度に対する影響は、長期的に見ればカーボンニュートラルですけれども、短期的に見るとニュートラルではないという説は今かなり有力です。工藤委員はアセスを受託もされている立場ですから、少し意見が異なるのだと思いますが、少なくとも数字は出しておいていただきたいと思います。ただ、この分はカーボンニュートラルであり、輸送云々や、先ほどおっしゃった立ち上げの時に燃やす化石燃料の分は、量的にはわずかでしようけれども、そういうものはニュートラルではないという仕分けはきちんと書いておいて、多分トータルとしては影響はそう大きくないという結論になると思いますけれども、数字はきちんと出しておいていただくというのが、今、他の県でもそのようにお願いしていることです。そんなに難しい

計算ではないと思います。ですから、ぜひそれはお願いしたいと思います。

(福原委員)

表現方法の問題だけですが、例えば今日いただいた資料の13ページや19ページ、具体的には、日本音響学会式というのがありますが、皆さんご存知のように、1998から始まって、現在は2008という風に、どんどん変わってきていますので、こういう審査をする時には最新のものを記述した方がより適切だと思います。それから、同じ趣旨で、土木研究所の提案式、確かに一般論としてはこういう風に言っているのですけれども、独立行政法人になってから少し自分たちでそれなりのお金をとることがあるものですから、今、小冊子にして販売しているのですね。それには、ナンバーだとかきちんと書いてありますので、こういうきちんとした書類には正式に記載した方がより適切ではないかということをおし上げておきます。

(片谷会長)

まず、式に関しては現在の最新のものを使うという方針でお願いします。2点目は表記上の問題だと思いますので、後ほど修正していただきたいと思います。

(角田委員)

方法書46ページの地盤沈下の文章ですが、今日、現地を見た感じでは、これがほとんどそぐわないので、もう少し大月かどこかの村誌などを見られて、これは甲府盆地の集積層の話になってしまっているの、これは概要ですから簡単に入れ替えられたらどうかと思います。

(片谷会長)

それは、文献調査を追加して、ということですか。

(角田委員)

この文章自体が、今日、現地に行った感じでは、あの地域のお話ではないので、(1)は笹子川とか書いてありますので、その辺の文献で、もう少し合うようにした方が、せっかくこんな素晴らしい方法書ですから、直していただければと思います。

(片谷会長)

これについては、もう方法書の審査の最終段階ですので、準備書に間に合わせていただければよろしいかと思います。要はこの地盤沈下に関する記述が、甲府盆地に関する話になっているので、郡内地域の文献を探してそれに差し替えてほしいというご指摘ですので、これは準備書でご対応いただくということによろしいと思います。

(工藤委員)

方法書の24ページの気象のところなのですが、「大月地方气象台」というのは存在しないので、「アメダス(大月)」といったように修正をお願いします。それから80ページの上から2行目、15)大気汚染物質のカッコ書きのところなのですが、「(SO<sub>2</sub>、SPM)」、これは「(NO<sub>2</sub>、SPM)」の間違いでしょうか。修正をお願いします。

(片谷会長)

今のはいずれも表記上のご指摘ですので、ご対応をお願いします。

それでは、ご意見が出尽くしたようですので、今日、出ました意見はまた必要なものは知事意見に反映させていただくということをお願いします。



それでは、猛禽類調査に関しての審議に移りますので、恐縮ですが、報道関係の方、終わり次第お呼びしますので、廊下でお待ちいただきますようお願いいたします。

## ～希少動植物に係る審議（非公開）～

（片谷会長）

知事意見骨子に対するご説明を事務局からお願いします。

（事務局 依田課長補佐）

それでは、大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見骨子案について、説明させていただきます。時間がおしておりますので、概要を説明させていただきたいと思います。

資料を見ていただきたいのですが、経緯のところ、本日4月13日、骨子案の検討をさせていただいております。27日に意見案の検討をしていただきまして、提出期限は5月21日となっております。

知事意見の骨子ですけれども、主な事項としては、まず全般的な事項として、「木材チップの受け入れ基準の策定及び保管に係る環境影響の把握」、「燃え殻の保管、処理に係る環境影響の把握」、「補給水の採取地点及び排水地点等の事業計画の複数案による検討」、個別的な事項としては、「地形を考慮した大気汚染物質の拡散予測の実施」、「温排水による水環境及び水生生物への影響の把握」、「燃え殻の飛散、流出等による土壤汚染防止対策の検討」、「住民及び観光客の視点からの景観及び触れ合い活動の場への影響の把握」、「燃え殻の成分分析の実施と情報提供」というような内容となっております。

今回はこの全般的な事項について、要点を説明させていただきたいと思います。1番は割愛させていただきます。2の事業計画について、燃料となる木材チップに関わる内容となります。まずa)として、木材チップの質の確保。方法書においては、「剪定枝、間伐等を加工した木材チップ（建設廃材を除く生木に限る。）を利用する。」と記載されていますが、木材チップについては、チップになりますと生木と廃材を含むものを判別するのが困難になります。予め木材チップの原料及び性状を定めた「受け入れ基準」を策定させていただきたいと考えます。また、搬入業者及び原料の性状を把握することができるように、搬入業者、搬入日、搬入量及び建設廃材が含まれないこと等が確認できる記録を作成する旨を準備書に記載させていただきたいと思います。次に、b)燃料の保管ですが、木材チップについては、長期保管、あるいは保管状況により、悪臭が発生する事例が聞かれております。次のア)、イ)について検討を行っていただき、その経緯と結果を明らかにしていただきたいと思います。まず、ア)管理マニュアルの作成、木材チップの保管期間・管理手順を具体的に定めた「管理マニュアル」を作成し準備書に記載させていただきたいと思います。また、保管期間が長期にわたらないように、既存施設等の事例を参考として、保管期間の短縮についても検討していただきたいと思います。参考事例としては、吾妻バイオマス発電事業で3.5日などがあります。次に、イ)木材チップの保管に係る環境影響の把握、環境影響の要因、施設の稼動に係る部分、73ページになりますが、ここに「木材チップの保管」を追加して、環境影響評価項目の選定理由及び悪臭の予測内容を修正して、周辺環境に与える影響を把握していただきたいと思います。また、保管場所の空気が外気に直接放出される箇所、ここについては悪臭の予測の対象としていただきたいと思います。2号規制と書いてありますが、悪臭の排出口の規制に係る事項になります。又、保管施設の構造及び悪臭防止対策については、環境保全措置に位置付け環境影響の低減の程度について明らかにしていただきたいと思います。

2)燃え殻に係る検討、まず処理・処分ですが、燃え殻の処分方法については、具体的に記載するとともに、当該処分方法を選定した検討の経緯及び結果を明らかにしていただきたいと思います。b)燃え殻の発生及び管理に係る環境影響の把握、焼却灰、燃え殻のことですけれども、これが75ページ、79ページ、あるいはその前後、73ページ、119ページで整合が取れていない部分がありま

して、75ページと79ページでは環境影響評価項目として選定されていますが、73ページの環境影響要因、及び119ページの廃棄物・発生土の調査及び予測の手法には記載がありません。この辺の整合を取っていただきたいと思います。

車両通行台数のところは飛ばしまして、3. 事業計画の複数案による検討です。補給水の取水方法、それから排水の方法など、方法書手続開始時点において未確定の事項があります。次により想定される複数の案について環境影響を把握して、比較して、対象事業をより環境に配慮されたものにしていただきたいと思います。またその検討の経緯及び結果を準備書に記載していただきたいと思います。まず、1) 補給水の取水方法ですが、井戸水、計画地に隣接するA沢、及び少し離れたB沢が水源の候補ということで、今日もご説明をいただきました。各水源、1つ1つの水源の最大供給量で採取した場合、及び複数の水源を併用した場合、これを想定して環境影響を予測していただきたいと思いません。続きまして、排水の方法です。これについては、方法書に示されていないことから、笹子川及びA沢に放流した場合についてそれぞれ環境影響を把握していただきたいと思います。特にA沢については、最大供給量で補給水の取水が行われた場合を予測条件に加えていただきたいと思います。

非常に雑駁な説明で恐縮ですけれども、以上で骨子の説明について終了とさせていただきます。

すみません、1点修正させていただきます。2ページの下から1/4、下から10行目くらいのところ、「補給水の取水方法については」のところの文章ですが、「計画地東側に隣接する沢」これは「計画地西側」の誤りです。大変恐縮ですが、修正をお願いします。

(片谷会長)

ありがとうございました。

(高木委員)

同様に、「計画地東約250mの沢」も、「西」ですね。

(事務局 依田課長補佐)

はい、そのとおりです。「計画地西約250m」の誤りでございます。

(片谷会長)

はい、ありがとうございました。骨子ですので、まだこれから知事意見の成文化が進められるわけですけれども、こういった内容を盛り込むといった案になっております。類似事例の引用はもう事業者が十分されるということでおっしゃっていますけれども、やはり今回の事業ではここが一番大きなポイントだという気がします。せっかく同種の事業が、割と近年やられた例があるので、それを十分に引用していただいて、前回参考資料としてお持ちいただいたのですけれども、最新の群馬の状況を引用して、より正確な情報提供となるような準備書としていただきたいと思います。

個別的な事項は今、事務局から特にご紹介はありませんでしたけれども、5ページ以降に書かれておりますので、それぞれ委員の先生方のご専門の分野についてご確認いただいて、今ここでご発言いただくことがありましたら伺いたいと思います。時間も限られておりますので、これはつい最近送られてきたものなので、まだ十分、目を通しきれていない方も多いと思いますので、ご担当の分野に関しては、できるだけ細かく見ていただいて、こういった表記を入れた方が良いとか、最終的な答申とするまでの間に、事務局宛にご意見をお送りいただきたいと思いません。今ここでご発言ありますでしょうか。ではここですぐにはご発言がございませんので、この骨子、枠組みとしてはご了解いただけただということで、細部についてのご指摘は直接事務局へ各委員からお知らせいただくという扱いとさせていただきます。事務局、それでよろしいですね。では、次回、これを最終的な知事意見として取りまとめることとなりますので、そのようにお願いいたします。この案件に関しましては、今日、事業者からもう調査書の修正事項という資料が出されておりますので、かなりの部分はもう既に意見に

対応しますというようなご回答をいただいておりますから、比較的、答申は長くなるとは思いますが、懸念事項という意味ではあまりたくさんは残っていないと見てよろしいかと思っております。では、再来週になります、答申を取りまとめますので、委員の皆様方にはそれまでの間、お気づきの点をできるだけ早く事務局にご指摘いただくようお願いいたします。

それでは、この案件につきましては審議を終了させていただきたいと思っております。事業者の皆様方、お忙しいところ、長時間、ご出席していただきましてありがとうございます。それでは、ご退席をお願いいたします。

## 議題2) 都市計画道路甲府外郭環状道路北区分 環境影響評価準備書について

(片谷会長)

都市計画道路甲府外郭環状道路北区分 環境影響評価準備書に関する審議に移りたいと思っております。それでは、事務局から知事意見案についてご説明をお願いいたします。

(事務局 依田課長補佐)

「新山梨環状道路北区分環境影響評価準備書に対する知事意見(案)について」の資料を見ていただきたいと思います。

まず、経緯ですが、これまで技術審議会を3回開催しておりまして、今日4月13日、知事意見案についてご審議いただきます。提出期限は5月14日までとなっております。

知事意見とする主な事項については、まず一般的な事項として、「事業の実施による地域環境の変化について、現況との比較により検討すること。」、「環境保全措置の内容及び検討経緯を具体的に説明すること。」、「環状線東区分、茅ヶ岳東部広域農道等の周辺道路との複合影響を考慮すること。」、「計画交通量や工事車両の運行計画等の予測の前提条件を詳細に説明すること。」、以上の4つが主な項目となります。個別的な事項については、「トンネル坑口付近における排気ガスの拡散による影響」、「工事用車両の運行に伴う水質汚濁、地下水に変動等の水環境への影響」、「トンネル工事に伴う水質汚濁、地下水の変動等の水環境への影響」を明らかにすること。「希少動植物に対する具体的な保全措置の検討を明らかにすること。」、「住民の視点に立った、構造物の存在に係る景観や触れ合い活動の場への影響を明らかにすること。」、「トンネル工事に係る残土処理に起因する土壌汚染や、残土を東区分に搬出するための経路等における影響を明らかにすること。」、このような内容となっております。

こちらにつきましても、一般的な事項の要点のみを説明させていただきたいと思っております。

1番は骨子にはない項目、意見の中で追加となっている項目です。環境影響評価準備書手続き中に新たに情報提供を行った資料の取り扱い、環境影響評価準備書の縦覧後、新たに情報提供を行った補足資料については、原則として全て環境影響評価書に記載していただきたいと思います。その際、交通量等の算定根拠、基礎数値等の補足的な資料については、見やすさを確保するため、資料編として添付していただきたいと思います。

2番、環境影響の程度、評価基準の明確化、対象事業が及ぼす環境影響について環境基準等への適合状況を確認した環境影響評価の項目は、次の1)、2)の内容について検討し、その結果を記載していただきたいと思います。まず、1)対象事業が及ぼす環境影響の整理、方法書知事意見に基づく評価の実施ということで、方法書知事意見において「評価は、環境の保全措置の実施前後を比較することによって行うこと。環境影響の軽減の度合いについては、できる限り定量的若しくは、客観的に明らかにすること」を求めています。準備書の段階で若干不十分な点があると考えます。保全措置の効果の度合いは前後で比較することで評価書に記載していただきたいと思います。b)現在の環境の状況との比較、対象事業が及ぼす環境影響の程度について、現在の環境の状況を明らかにした上で、環境保全措置の実施前後の環境影響の比較を行い、その結果を評価書に記載していただきたいと思います。c)事後調査の実施、都市計画決定権者が環境影響の程度が「環境基準未達である」ことを理由に「影響はない」と判断した地域には、対象事業の実施により現在の環境の状況から大きく変化す

る地域、例えば事業による寄与率が10%を超える地域が含まれています。こうした地域におきましては、主務省令第14条第1項に定める「環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいと判断」した理由について評価書に記載していただきたいと思います。この第14条1項は環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいと判断されない限り、環境影響評価を実施しなければならないという項目ですけれども、その「ない又は程度が極めて小さい」と判断した理由を記載していただきたいと思います。また、対象事業の実施中及び実施後における周辺環境へ影響を確認するため事後調査を実施し、環境影響の程度を明らかにした上で、環境保全措置の必要性を検討し、その経緯及び結果を明らかにしていただきたいと思います。「なお」以下はこれも骨子から追加になった部分ですが、「環境基準」は「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい」基準として定められたものであり、対象事業による環境影響をその基準まで悪化しても良いと地域住民等に許容させるものではないことを申し添えたいと思います。

2)は割愛させていただきたいと思います。3ページには環境基本法あるいは主務省令について関係する部分が掲載されております。

次に4ページの4、他事業との複合影響等について、当該事業に隣接又は関連する次の1)から3)までの事業、この3事業の供用後における当該事業との複合影響について、主務省令に基づいて、事業計画、将来交通量や利用状況に係る基礎的な情報を整理・勘案した上で環境影響を把握し、検討の経緯及び結果について評価書に記載していただきたいと思います。とくにこの事業の工事用車両運行により影響を受ける関連事業については方法書知事意見において環境影響を求めているところであり、そのことが準備書に反映されていませんので、評価書において明らかにしていただきたいと思います。関連する3事業ですが、1番目、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間、現在、準備書手続中のものですが、この東区間と接続することによる相互の影響、トンネル掘削残土及び切土等により発生する残土の受け渡しに係る環境影響、これは3月2日の技術審議会におきまして、残土の処分方法としまして、東区間において利用すると説明がありました。現在想定している東区間への残土の搬入量、車両台数及び代表的な運行ルートを明確にいただきたいと思います。2番目の事業が都市計画道路、県営緑ヶ丘運動公園線です。これにつきましても接続することによる相互影響、この北区間の工事用車両が都市計画道路を利用することによる環境影響。3番目が茅が岳広域農道、これは北区間と茅が岳広域農道、2本の併設する道路ができることによりまして、景観等への影響が懸念されます。その環境影響について明らかにしていただきたいと思います。

5ページについては主務省令の関連部分を掲載しております。

続きまして7ページの事業計画に移りたいと思います。これは計画交通量に関するものになります。まずルート選定について、下から3行目のところですが、ルート選定に係る検討経緯が準備書に記載されておりませんので、検討経緯及び結果について評価書に記載していただきたいと思います。道路構造について、8ページに記載された基本構造は、予測の対象となる部分の道路構造や高さが十分に記載されていないと思われます。この予測を検証することに必要となる情報は全て評価書に記載していただきたいと思います。土工部の管理区域については、側道に関する項目となります。側道によって発生する環境影響について、その積算根拠及び将来推計について、資料を整理して評価書に追加していただきたいと思います。4)計画交通量については、環境影響の予測の根幹となる部分であります。その積算根拠及び将来交通量の推計について、資料を整理して評価書に添付していただきたいと思います。その際、将来推計に用いた、社会的な状況の変化、周辺道路の環境変化、愛宕町下条線の部分供用等ですが、これについては、その内容及び反映状況についてできる限り詳細に記載していただきたいと思います。5)トンネルに係る発生土の処理等として、今回の事業は甲府盆地北側斜面をトンネル区間で通過いたします。トンネル掘削及び工事関連施設の設置に伴う環境要因、工事用車両により発生する交通量、現況交通量、発生土の質・量を定量的に把握し、関連する環境影響評価の項目、大気、騒音、振動等ですが、この予測及び評価を実施し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載していただきたいと思います。b)発生土を主に運搬する道路については、トンネル工事における

発生土の量、運搬車両の台数、主要な運搬ルート及び保全対象の分布状況を明示した上で、大気、騒音、振動等の調査、予測及び保全措置を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載していただきたいと思ひます。c) としまして、発生土を工事ヤードや残土処分場以外で仮保管する場合は、仮保管場所についても、残土処分場と同様に保全措置を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載していただきたいと思ひます。6) 工事関係車両、a) としまして、工事関係車両の算定根拠の明確化を求めています。方法書知事意見で「トンネル掘削に伴う工用車両により発生する交通量、現況交通量、発生土の質及び量等を定量的に把握し、関連する環境影響評価の項目に係る環境影響評価」の実施を求めています。しかし具体的な検討結果が十分でないと考えられますので、この内容について検証可能な資料を評価書に添付していただきたいと思ひます。他の事業への搬出に係る環境影響の基礎条件の整理について、3月2日の審議会におきまして、「この北区間で発生するトンネル工事に伴う残土については、東区間において使用する」との回答がありました。東区間においてこの事業により使用する発生土の量、運搬車両の台数、走行時間帯及び走行ルート等を評価書に明記していただきたいと思ひます。なお、運搬ルートの設定が評価書までに困難である場合には、最も影響が大きくなるおそれがある次の地点を結ぶルートを想定し検討を行っていただきたいと思ひます。1つ目のルートが甲府市塚原から東区間の笛吹市の盛土部分、2つ目のルートが甲斐市牛匂から東区間の甲府市小曲町付近の盛土部分となります。

以上、主要な項目について説明させていただきました。大変恐縮ですが、以下については割愛させていただきます。ありがとうございました。

(片谷会長)

先ほどと同様に前半の全般的事項のうち主要なものについてだけご説明いただきましたが、今説明が省略された部分も含めまして、ご審議をお願いしたいと思ひます。

この案件につきましては、今日が知事意見に関する審議の最終回で、このあとは文言の修正、若干の修正は可能ですが、大きな変更ができる機会は今最後になりますので、ご確認いただきたいと思ひます。

私から1つお願いしておきたいのですが、前回最後の方で私が発言した件がありますけれども、要は現在のアセスメント制度というのはベストを追求することが求められているという趣旨の発言をしました。その根拠は、環境影響評価法の第3条にある「事業者も行政も国民も責務を持っている」と、常により良い環境保全をするための責務を持っているという趣旨がありますので、ここも参考資料として抜粋を入れていただいて、要は「主務省令に書かれていないからやらなくて良い」、あるいは「環境基準を下回っていればやらなくて良い」ということではないということ、全般的な事項のどこかに織り込んでいただけますか。

(事務局 土橋主査)

今の部分につきましては、2ページの環境基準の部分に織り込むようにしたいと思ひます。

(片谷会長)

ここで良いと思ひます。参考資料にも追加しておいてください。

この案件についてはいくつか既に事業者側からも意見に対する対応が、「評価書に盛り込む」等の回答をいただいた項目もありますけれども、これは確認の意味も含めて知事意見の中に入れたのですよね。既に回答をいただいたことに関しても入っているのですね。

(事務局 土橋主査)

基本的には今の段階では入れております。ただ明らかにもうこの部分は不要という部分がありましたら、そういった部分は調整したいと思ひます。例えば、大月バイオマス発電事業のように「こうい

った形で直します」と出てくればベストだと思っています。

(片谷会長)

既にいただいたものも、あると記憶しておりますので、今日せっかく事業者の皆様方もご出席いただいておりますので、申し上げておきますが、知事意見の中には既に事業者としてのご回答を、県に対して、あるいはこの審議会に対して、いただいたものも確認の意味で意見の中に再度記載されることもあるとご認識いただければと思います。「対処します」と回答済みということであれば、それはそのまま評価書に盛り込んでいただければ良いですし、新たな調査を追加するとかそういうことを求めているわけではないものもあるという認識をいただければと思います。

委員の皆様方がいかがでしょうか。軽微な文言修正を除けば最後の機会です。

(福原委員)

個別事項についてもよろしいですか。このシリーズは地域ごとに色々やってきて、今、北区間ですけれども、私は3月頭の時にも申し上げたと思いますが、例えば道路環境で、音の方から見ると、遮音壁という部分で、例えば、今回の12ページ、騒音のところ、「b) 環境保全措置」として「岩森地区の遮音壁の高さについて」ということがございますが、「当該地は、住宅地周辺を通過する部分であるため、当該区間における遮音壁の高さについて図表等により、明示すること」と記載してありますけれども、今まで私の言いたかったことは、もちろんこういうことも大事ですけれども、その地域や景観全体に合ったような、デザインも考慮したような遮音壁などの騒音の低減手法を検討する時代になっているのだということも含めて言ったつもりなのですが、それが大事にしなければいけないところだから、遮音壁の高さを高くするかどうかはともかく、そういう風にとということのみ集約されているような気が私はしているのですが、この辺がこういう風な表現になったのはどうしてなのか伺いたいのですが。

(事務局 土橋主査)

基本的に、景観の部分の見直しを全体的に予測、評価等をやり直すような形に、やり直すという言い方が相応しくない、もう少し構造が良く見えるような形のところでやっていただくという部分がありますので、そういったところの中で反映していただくような形で考えてはおります。ただ、確かに文言として出てきていないという部分がございますので、ここはまた検討させていただきたいと思っております。

(福原委員)

分かりました。今のようなことで逆に意図が含まれていて、事業者側の方が具体的な景観だとか障害だとか、もちろん形状にもなってきますけれども、そういうことに配慮したものが実際のものとして提案がされてくるということであれば、私はそれから検討すれば良いことだと思っておりますが、従来型のみでやっていくといくのは、いかがなものか、ぜひその辺のところをしっかりと押さえてください。

(片谷会長)

この12ページの騒音のところの、今の福原委員のご指摘のところの1)、b)の環境保全措置の3行ですけれども、この中に「遮音壁を図表等で明示するとともに、景観の観点からの配慮についても記載すること」というような文言を記載していただければいかがでしょうか。

(福原委員)

「検討すること」というように入れていただければ良いと思います。

(片谷会長)

景観のところは非常に丁寧に書かれているのですが、そこに遮音壁という文言は直接出てこないのですよね。ですから、こちらでは「景観への配慮についても記載すること」程度にしておいて、景観の具体的な部分は、景観の項目でたくさん指摘が出ていて、それなら不整合も起こらないと思います。

(福原委員)

既に事業者も多分ご存知だと思うのですが、私は個人的な趣味もあるものですが、日本だけではなく世界中のそういったものを調査して歩いているのですが、最近、ここ10年くらいは、ここ日本の中でも随分色々なことが検討されている。そういうふうなことを大いに反映しながら、より良い、全体が調和が取れたようなものを形成していただきたいというのが私の趣旨でございます。

(片谷会長)

今日、事業者の皆様方もご出席いただいているので、今のご指摘も聞いていただけたかと思えます。意見の中では先ほどの「景観への配慮も含めて」ということを追加するという対応したいと思います。

では、他のご意見を承ります。

(工藤委員)

内容に関することではないのですが、10ページの「12. 分かりやすい資料の作成」のところ「A3版の図面が大半を占めている」ということで「図面については「図面集等」により別冊として取りまとめ」、別冊になるとこれまた首っ引きで大変だと思うのです。評価書では、これは構成を考えればA4に入ると思うのです。なので、少し何とかしてA3は必要最小限にさせていただいて、何とかA4に入れていただけないでしょうか。運ぶのも重くて大変だし、見るのも大変です。例えば表であれば、環境要素など項目は上に何行か書けば済むので、これだけ幅を取る必要がないと思うのです。必要なことだけA4にまとめていけば、A3の必要がなくなってくるページがかなり多いのではないかなと思いますし、図面にしましても本当に本質的に大事なところだけ大きく示して、あとは共通する部分はA3、1枚や2枚にすれば、コンパクトにまとまると思いますので、何とか評価書ではA3を極力削減していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(片谷会長)

今の件は事務局からの指示に関するご指摘ですが、よろしいですか。

(事務局 土橋主査)

工藤委員がおっしゃるような話で、A4で入るものであればA4で入れていただくのは大いに結構だと思います。ただ、今回、路線が長いということもあるのですが、A3でこうして折り込まれてしまって、一番困ったのはこうやって綴じこまれてしまうと、審査する時にとっても見れないのです。そういった中で、縦覧した資料を見に来た方も非常に不便だった。であれば、今回、東区間がちょうど図面集と2部に分けて、そうするとこれを見ながら必要な部分はこちらを開いてという形でやっても、少なくともこれよりは見やすかった。ただあとはこういった図面がもともとできているのであれば、その図面を抜き出してもらってということで、こういう形にさせてもらいました。ただ今後またA4等でやっていただけるようであれば、またそれは選択肢としてあると思います。

(工藤委員)

せめて表だけ構成を変えるとだいぶ厚みもなくなるのではないかと思います。これは大変でし

ようか。表の左側が白い部分だけなので、表だけでもダイエットしていただけると扱いやすくなると思います。何とかよろしく願いいたします。

(片谷会長)

何とか工夫していただいて、できる限り見やすい評価書にさせていただきたいという要望をここでは申し上げておきます。

(高木委員)

今、表現の方法で意見が出ましたので、私自身、これを見ながら前から感じていたことで、申し上げますけれども、まさに図がたくさんあるわけですが、図の道路のところは非常に黒く太く塗られていて明確なのですが、私は甲府に住んでいるわけではないので、関連する接続道路などが非常に薄くなってしまっていて、どれがどの道路なのか、なかなか分かりにくいのですね。皆さんはもうお分かりなのかもしれませんが。こんなことを言うと大変になるのかもしれませんが、下地になっている図と今回の道路とのコントラストが少し強すぎて、下地になっている図がもう少し見えて、どれが国道20号線なのか、それが一目で分かるとうれしいと思います。

(片谷会長)

確かに県内に在住している人はイメージでぱっと見て分かるのですが、なかなかそうでない方にはこれで読み取れというのは厳しいと思います。いくつか主要なランドマークや、あるいはこれは道路事業ですから、主要な道路を、何か目立つような工夫をしていただくとか、何か工夫の余地はあろうかと思います。確かに計画路線を全部の地図に黒々と書いていただいて、計画路線の位置は非常に明瞭なのですが、関連する道路がこれだと分かりにくいので、技術的な限界もあろうかと思いますが、コンサルタント会社の皆様も今日、ご出席かと思うので、何か改善が図れるかどうか、評価書の段階でご検討をお願いいたします。

(福原委員)

先ほどの意見に追加してよろしいですか。工藤委員のご意見をもっとぎっくばらんに申し上げたいのですね。こういう事業をアセスをやるときに、非常に中身の濃い、質の高いものにするとときに、俗に言う質的な中身が濃くなっていることは分かるのですが、最近特にとても重くて、多くなってきている。要約書ですらこんなに厚くなっていて、もっと一工夫できないかと本当に率直に思っております。これを見ただけでぎょっとするような感じになってくるし、要約書の要約書が必要ではないかという感じになってくるのですが、その辺のところももっと配慮していただくと、我々も実際の持ち運びにも非常に楽ですし、見るのも違和感なく見れるのですが、できる範囲があればぜひご検討いただきたい。よく本なんかページ数が増えると紙質を変えて、薄いけれども丈夫なもので質量もそう重くなくするというをやっているのです。端的に言って、こういう紙質のもので、こういう風にやってくると、段々、将来もっと増えてくるのではないかという感じもしております。

(片谷会長)

本の作りに関する話に話が集中しているのですけれども、確かに私が今まで十何年か審査をやっていて、他の県も含めてですけれども、これは要約書や概要版という名前がついている本の中では分厚い方から数えてトップ3に入るような厚みです。ですから、なるべく情報を損なわないようにという配慮があってこういう厚みになったと思うのですけれども、これも評価書段階で可能な範囲でご検討いただくということで要望として出しておきたいと思います。これは別にそこまで答申に盛り込まずに、事務局と事業者とのやり取りの中で調整を図ってください。

景観についてはかなり審査段階では石井委員からご意見があって、それがだいぶここに反映されて



いると思うのですけれども、この案の記載でよろしいですか。

(石井委員)

問題はやっていただけるかどうかですので、内容はこれで十分だと思います。

(片谷会長)

これは全般的な事項の中で、最小限をクリアするというのではなく、環境保全のために必要なことは特に規定に書かれていないことでもやっていただくということを指摘させていただいておりますので、その一環として、特にこれは方法書知事意見に書かれていることですので、実行をお願いしたいということで評価書にそれを追加していただくことを知事意見に盛り込んだということですので、事務局から指導という形で事業者と話をしていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。ご欠席の委員からは何かコメントはありますでしょうか。

(事務局 土橋主査)

特にございません。前回、委員の皆様にお送りさせていただいた資料につきまして、特別コメント等はいただいております。

(片谷会長)

それでは、特に追加や修正のご意見がございませんようでしたら、この骨子案につきましては、先ほど福原委員からご指摘のあった点の追加と、それから私が申しました全般的事項の追加を入れていただくということで、ここではご了解していただけたものとさせていただきます。このあと、文言の修正に入ります。事務局で作業していただくことになるわけですが、提出期限が5月14日ということですので、1ヶ月あると言えはありますが、ゴールデンウィークもありますし、それほど時間に余裕があるわけではございません。もし今日以降、何かお気づきの点が新たに発覚したような場合には、1週間以内に事務局にご連絡いただくということで、いただいたご意見の取扱いに関しては、よほど重要なことがあれば27日の審議会のときに、臨時に審議はさせていただきますけれども、基本的には事務局と私の間でやり取りをして、新たにいただいたご意見の取扱いは決めさせていただきますと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(片谷会長)

では、もし追加のご意見があります場合には1週間以内にいただくということで対応をお願いいたします。今の件はご欠席の委員にもお知らせください。

それでは、この案件に関します審議は本日はここまでとさせていただきます。事業者の皆様方には今日わざわざおいでいただきまして、やり取りを聞いていただいたと思いますので、ぜひ評価書作成に向けてできるだけ努力をしていただきたいと思いますというのを要望として申し上げておきたいと思います。それでは、今日はご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。事業者の皆様方は事務局のご案内でご退席ください。

### 議題3) 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業 環境影響評価書について

(片谷会長)

それでは、議題3に入らせていただきます。「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整

備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業」に係る環境影響評価書の審議です。

まず、事業や評価書の内容について、それから今日、知事意見に対する見解書も今、配っていただきましたけれども、これにつきまして事業者からの説明を、できる限り簡潔をお願いします。

（事業者 大矢氏）

先ほどお手元にお配りさせていただきましたものが、評価書の第4章の「準備書についての知事の意見に対する事業者の見解」を抜粋したものです。中身についてご説明させていただきたいと思いません。抜粋になっておりますので、ページが4. 21ページからになっております。

初めに、全般的事項ということで、詳細設計の発注仕様書への反映ということになっております。こちらにつきまして、環境配慮事項及び環境保全措置の内容を『仕様書』に明記すること、対応に関して評価書に記載することとなっておりますので、こちらにつきまして事業者の見解としまして「第2章 対象事業の目的及び内容」に、詳細設計等の発注時の仕様書への明記、及び環境負荷の小さい計画の選考を追記しました。2番目になりますけれども、廃棄物最終処分場の跡地利用計画への反映として、①から⑤までありますけれども、これにつきましては第2章にそれぞれ記載させていただいております。

続きまして、大きな2番、環境配慮事項、運搬車両の運行ということで、こちらの内容につきましても、第2章に廃棄物運搬車両の搬入時間帯の考え方及び廃棄物収集運搬車両の待機場所設置の考え方について追記させていただきました。

続きまして、4. 22ページ、3番につきましては、予測につきまして、発生源から予測地点までの距離を記載することということでしたので、大気、騒音、振動につきまして、資料編に発生源から予測地点までの距離を取りまとめたものを追加させていただいております。

4番、環境保全措置の検討についてということで、8章の事後調査計画に「環境保全に係る基準又は目標」を基本に「環境影響が著しい」と判断する基準等を取りまとめて記載させていただきました。

5番、資料等の出典等を再確認して、6番で専門家等の助言の取扱についてということで、陸上植物、陸上動物、生態系、景観について記載しておりますが、先ほどから説明が不足しておりましたが、対応ページということで一番右側に記載させていただいておりますけれども、「資」と書いてありますのは資料編のページになります。「資」の付いていないものについては、評価書の本編のページになります。今の6番目につきましては、マツバランについては6. 377ページ、オオタカについては6. 589ページ、ミゾゴイについては6. 590ページ、生態系については6. 588ページ、景観については6. 654ページに掲載しております。

続きまして、個別の事項ということで、大気汚染に関して、逆転層の話がありましたので、こちらにつきましては、施設の稼働による二酸化窒素等の影響の中に下層逆転、全層逆転、上層逆転の発生状況を、季節別、大気安定度別、調査時間別に整理してまとめさせていただいております。拡散の状況ということで大気質のごみ処理施設からの影響につきましては、準備書で計算した内容というものが一応反映した内容ということになっております。廃棄物運搬車両につきましては、地表近くの影響ということがありましたので、年間の地上1. 5mと9. 5mで年間を通して調査した結果、こちらを記載させていただきまして、発生状況等を整理いたしました。逆転層発生時の廃棄物運搬車両の影響につきましては、大気安定度Gという状況で点発生源からの影響を計算して、評価書の中に記載させていただいております。一応こちらの計算結果では、施設のところで大気質の評価としまして濃度の予測は保全目標を下回ったということになっております。こちらにつきましては、6. 113から6. 115、6. 139ページに記載しております。次のページ、4. 23ページになります。全層逆転について、状況を把握するということですので、先ほどの状況と同じところに、発生状況につきましては整理させていただいて、6. 113ページに示させていただいております。結果としては、夏と冬に1週間、調査をやっておりますが、その中で全層逆転が発生していて、特に季節を問わずに夕方から夜間、地上風速が低く、大気が安定している状況で出現しているという状況となっております。

した。その下に、廃棄物収集運搬車両の集中の回避の内容を記載するというので、こちらの方を6. 140ページに記載させていただいております。また廃棄物運搬車両への低公害車両の導入ということで、こちらにつきましては収集車両については直接管理を行うものではないということから、導入について要請を行うということで、「(6) 環境保全措置の内容と経緯①環境配慮事項」として6. 140ページに記載させていただいております。

続きまして、1. 2の悪臭になります。廃棄物最終処分場における悪臭の発生状況の把握ということにつきまして、新たに一般廃棄物最終処分場の調査事例というものを参考にしまして、悪臭の影響について新たな予測・評価を行って、評価書の中に記載させていただいております。その結果、最終処分場のガス抜き管からはアンモニア、硫化水素が検出されておりますが、濃度が低く、影響はほとんどないと予測しております。6. 152ページに記載させていただきました。また、事業調査にかかわる悪臭測定地点の設定ということで、こちらは「第8章 事後調査計画」に、8. 5ページになりますけれども、こちらに事後調査地点として、ごみ焼却施設の煙突排出口もしくは煙道を追加しております。

続いて、1. 3の騒音になります。こちらにつきましては、評価において自然環境との調和、地域特性としての配慮ということで、評価のところに参考値を超過した夜間、参考値を超過したというのは現地調査で超過しているのですけれども、超過した夜間も含めまして、この調査結果に対して、施設からの予測結果は8～10dB低いということから自然環境との調和が図れるということで内容を追加させていただいております。6. 218ページに記載しております。続きまして4. 24ページです。工事中の騒音について、環境保全措置として仮囲いの設置というものを入れておりますが、その詳細が記載されていないということで、評価書に追加としまして、仮囲いの設置の位置図と設置時の計算結果を追加させていただいております。これによって騒音レベルで0. 3～4. 2dB、等価騒音レベルで0～0. 4dB低減するというので、その内容を6. 184から6. 186ページに記載させていただいております。3番目に、廃棄物最終処分場の埋め立て作業に係る予測の前提条件ということで、今回、展開作業によって必要な機械が不足しているのではないかとということがありましたので、こちらを1台追加させていただいて、更に計算を行っております。結果としましては、追加する前に比べて騒音レベルで0. 0～0. 1dB、等価騒音レベルで0. 0～0. 4dBの増加ということで、増加としてはわずかなもので、評価としましては目標を満足しているということになっております。評価書の中では6. 210から6. 219ページに追加、修正させていただいております。

続きまして、1. 4の空気振動、低周波音になります。こちらにつきましては事後調査の実施ということで、見解を書かせていただきまして、存在・供用時の事後調査項目に追加させていただきました。内容につきましてはG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルとしております。こちらにつきましては、事後調査の結果、目標を達成していない場合には、「速やかに原因の究明を行い、本事業による影響が確認された場合には追加的な保全対策を講じることとします。」という文章も追加させていただきました。これにつきましては事後調査になりますので、第8章の事後調査の中に記載させていただいております。

続きまして、1. 5、水質汚濁になります。造成工事に係る濁水対策ということで、こちらについても、調整池ができるまでの間の仮設沈砂池について記載するということになっておりましたので、8の評価結果のところの、完成するまでの間には仮設沈砂池を設置し、適正に管理するというので文章を記載させていただいております。こちらが6. 300ページになります。次のページ、4. 25ページにいきまして、造成工事に伴う濁水監視体制ということで、濁水の監視の状況について記載するというのでしたので、こちらにつきましては、具体的な内容として、資料編の2. 4. 3ページに、監視の手法を追加させていただきました。その次の3番として、温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正管理ということで、環境影響評価項目としては元々選定している項目ではあったのですが、改めてこの項目につきましては、考え方を記載するというので、資料編の2. 4. 4ページに考え方

を記載させていただいております。4番の平常時水質検査結果の検証ということで、こちらについては調査を再度補完するということでしたので、調査結果の部分に、「事業着手までの夏季に1回、浮遊物質量及び河川流量の測定を実施する。」という文章を追加しまして、第8章の事後調査計画にもこの内容を追加させていただいております。こちらは本編が6. 281ページ、事後調査計画が8. 1から8. 2ページに記載させていただいております。続いて、5番、降雨時の水質検査結果の整理ということで、調査は2回やっているのですが、予測条件が記載されていないということで、これにつきましては1回目が適切なサンプリングができなかったため、2回目をもう1度実施しまして、「適切である2回目の方を使用しました。」という文章を追加しまして、評価、予測の条件の設定のところに、その文章として追加させていただいております。それが6. 295ページです。一番下になりますが、濁水流出対策の算定根拠の整理ということで、こちらにつきましては、調整池の容量を、最新の容量で計算をしておいております。こちらで使用しました調整池の図面につきましては、資料編の2. 4. 1ページに追加をさせていただきました。内容につきましては6. 297から6. 300ページで修正させていただいております。4. 26ページで、融雪材の使用に起因する環境影響の把握ということで、融雪材を使用した場合、地下水への影響につきまして、こちら資料編に、参考事例を用いまして、地下水への影響は小さいという評価をしておいて、こちらを資料編の2. 4. 4ページに記載させていただいております。資料編に記載しているということは、6. 294ページに記載させていただきました。その下の、地下水水質の監視に係る事後調査ということで、こちらにつきましては、事後調査になりますので、第8章の事後調査計画、8. 5ページに「管轄する行政機関と調査内容及び水質以上確認時の連絡体制等について事前に協議を行う。」と追加させていただきました。

次が、1. 6、土壌汚染になります。こちらにつきましては、1) が発生土の取扱ということで、その下に①、②、③とありますけれども、今回、対応としまして、「環境保全の内容と経緯」6. 359ページに排出記録の作成、それから発生土の定期測定というものを記載しております。ダイオキシン類が環境基準を超過している場合の対応についても、休耕田からの発生土壌の定期測定の中に記載しております。下の2)の方で、最終処分場周辺への廃棄物の飛散・流出の防止ということで、①、②、③、④までありますけれども、これに対応しまして、「環境保全の内容と経緯」というところで、最終処分場周辺の定期的な清掃、定期的な土壌調査の実施を記載しております。清掃により集められた廃棄物については最終処分場において埋立処分する旨を「最終処分場周辺の定期的な清掃」の欄の中に、6. 358ページに記載させていただきました。

(片谷会長)

少しお待ちください。平林委員が都合で途中で退席されるので、今までの中でもしご質問があれば、ご発言ください。

(平林委員)

今お聞きした範囲では特にございませぬ。また戻りまして、もし何か出てきましたら、私の方からメールなどで出させていただきます。

(片谷会長)

ありがとうございました。それではまた引き続きご説明をお願いいたします。

(事業者 大谷氏)

生物の多様性以降の説明をさせていただきます。4. 27ページからになります。

(片谷会長)

高木委員も都合で退席されるということですが、今までの範囲では特にご質問はないそうですので、途中退席しますけれども、ご了解ください。そのまま続けていただいても結構です。

(事業者 大谷氏)

それでは、続けさせていただきます。2. 1としまして、植物、動物、生態系共通のご意見をいただいております。1)といたしまして、事業への環境保全措置の反映ということで、工事工程の検討にあたってのご意見をいただいております。これにつきまして、陸上植物、陸上動物ともに、それぞれの保全すべき種に配慮した工事工程の検討をする旨を、環境保全措置に追加させていただいております。陸上植物については6. 413ページ、陸上動物については6. 536ページに記載させていただきました。続きまして、関係車両による野生動物のロードキル対策ということで、こちらにつきましてもロードキル対策の環境保全措置を6. 536ページに記載させていただいております。続きまして、多自然型河川に係る整備方針の策定ということで、①から④までのご意見をいただいております。基本的にはこれらに全て対応するような保全措置を行うことで考えております。環境保全措置につきましては、生態系のところに網羅して記載させていただいております。ページとしては6. 593から6. 595ページになります。この中で保全の考え方といたしまして、植栽種の選定にあたりましては、潜在自然植生、現況植生の整理をしておりますけれども、現況植生の樹林であります二次林に現在、動植物が生息する環境としておりますので、現在の現況植生の二次林を基本として植栽種として選定するという方針を整理しております。また、貯留堰堤の河川勾配としましては、構造上緩やかにすることが困難であるため、上流側にビオトープ等を造ることを環境保全措置として整理しております。また具体的な設計にあたりましては、必要に応じて専門家の助言を受けることという風にまとめております。続きまして、4. 28ページでございます。環境保全対策の実施に係る責任の所在の明確化というご意見をいただいております。これに対応します修正といたしまして、「第2章 対象事業計画の内容」、それから「第7章 環境保全措置」及び「第8章 事後調査計画」に責任の所在の明確化に係る文章を追加しております。続きまして、野生動物の生息環境の分断に対する措置ということで、「6-14 生態系」において、土地利用の変遷、潜在自然植生及び生息環境区分図を追記いたしまして、これを基に環境保全措置を整理しております。ページとしましては、6. 568ページから6. 574ページ、それから6. 593ページから6. 595ページにまとめています。

続きまして、陸上植物でございます。まず、マツバランの移植先の検討につきまして、環境保全措置を明記するようというご意見をいただいております。これに対応する環境保全措置を6. 414ページに追加しております。また、その他の希少種も含めまして、希少植物に配慮した計画設計ということも6. 413ページに追加しております。4. 28ページの一番最後ですけれども、環境保全措置の追加を行った場合につきましては、事後調査計画の中で、報告を行うことを追記しております。これは8. 8ページに掲載しております。

続きまして、4. 29ページ、陸上動物の希少種に係る知事意見に対する対応でございます。1)といたしまして、ミゾゴイの生息環境に配慮ということで、①から③までのご意見をいただいております。基本的にはこれらに全て対応する環境保全措置を整理いたしまして、6. 538ページに追加しております。同様に、2)といたしまして、オオタカの生息環境に係る配慮ということで、ご意見をいただいております。これらの意見に対応する環境保全措置ということで6. 539ページに追加しております。また、3)といたしまして、フクロウの生息環境に係る配慮ということでご意見をいただいております。そちらにつきましては「(6) 環境保全の内容と経緯」の中に、「施設供用後の夜間照明の遮光対策」、それから「フクロウの捕食対象となるネズミ類等の餌供給源となる樹木の植栽」、「残地緑地にフクロウを対象とした巣箱を設置する」という環境保全措置を追加しております。6. 540ページ、6. 542ページに整理しております。

続きまして、4. 30ページの生態系でございます。生態系につきましては、検討経過の明確化ということでご意見をいただいております。こちらの検討経過につきましては、評価書本編の6. 585ページから6. 596ページに追加しております。また、面積に関する適正指標に関してもご意見をいただいておりますので、ヤマアカガエル、オオムラサキにつきまして、生息環境の規模に関するパラメーターを考慮した整理をしております。それから、2) ミゾゴイの生息環境への影響の把握ということで、ミゾゴイの生息に関して定量的に評価をすることという趣旨のご意見をいただいております。こちらにつきましては、現地調査で得られた知見から、既存の文献等を整理いたしまして、ミゾゴイに対して、対象事業実施区域に適用できるH S Iモデルを構築しまして、それを用いまして定量的な予測・評価を行っております。その結果、事業の実施によりまして、対象事業実施区域及び周辺におけますミゾゴイの生息環境は約82%に減少するということになりまして、代償措置といたしまして、多自然型付替河川の設置等の環境保全措置を行った場合に、88%に回復するものと予測されました。ただし、ミゾゴイの生息環境に及ぼします事業の影響は残るものという予測結果を整理しております。この結果につきまして、保全措置を追加してございまして、ミゾゴイの生息基盤の保全状況、環境保全措置の効果につきまして、工事中、存在・供用時にモニタリング調査を行いまして、影響の有無を確認して、影響の最小化を図っていくということの評価書に整理しております。こちらにつきましては、生態系の予測評価の6. 590ページ、また6. 611ページから6. 614ページ、それから資料編の2. 9. 32ページから2. 9. 37ページに計算の経緯等を整理をしております。

(事業者 大矢氏)

3、人と自然との豊かな触れ合いについて、3. 1の景観です。初めに、白煙による環境影響の把握ということで、こちらにつきましては、白煙が発生する条件について整理しまして、白煙が発生するという予測結果に記載しております。文章を書かせていただいておりますけれども、発生状況と、周辺住民に事前に周知を行うということで、6. 683ページに記載させていただきました。2) で、施設の存在に係る景観への影響の把握ということで、①から④までありますけれども、次のページ、4. 31ページになりますが、①につきましては、植栽種について、周辺景観及び野生生物の生息環境を配慮した植栽種の選定というご意見をいただきましたので、こちらにつきましては「6. 14 生態系」の中の環境保全対策の方針の内容に準じて検討するというので6. 684ページに記載させていただいております。②の曾根丘陵公園からの眺望ということで、こちら色や形の検討ということで、こちらは改めて色彩や形状につきまして、フォトモンタージュで検討パターンを増やしまして、検討を再度行っております。結果としましては、準備書と内容的には同じようなものになりますけれども、ベージュ系、青系、緑系について検討を行いまして、明度、彩度を低くすることで調和が図られるということで記載しております。今回、色だけでなく、形状の検討につきましても更に追加で検討させていただいてございまして、一部分を段をつけるとか、壁面を分割するというような検討もさせていただいてございまして、それによって調和が図られるということで記載しております。これにつきましては準備書よりページ数を増やしまして6. 654ページから6. 677ページにフォトモンタージュという形で記載を追加させていただいております。③の方で、検討につきまして3次元コンピュータグラフィック等を用いて立体的な検討を実施することというご意見をいただいておりますので、こちらにつきましても当初設定を予定しておりました景観の視点以外の場所につきまして、数地点、3次元コンピュータグラフィック、3DCGを使用しまして、主に形状の検討の方を追加しまして、記載させていただいております。こちらにつきましては、6. 654ページに文章、あとコンピュータグラフィックの画像の検討を6. 678ページから6. 682ページに記載させていただいております。④につきましては、環境影響をより軽減するというようになっておりましたので、今回、山梨県景観アドバイザー制度によるアドバイザーの助言を受けながら検討を行っております。

最後、4番、環境への負荷の低減のための調査ということで、4. 1の廃棄物・発生土になります。こちらにつきましては引用文献に記載することということでしたので、「甲府・峡東地域 循環型社

会形成推進計画」を資料編に追加させていただいております。この内容につきましては6. 704ページから6. 705ページに記載させていただきまして、その資料は資料編の2. 11. 2ページ以降に入れさせていただいております。

4. 2、温室効果ガス等ということで、最終処分場からの温室効果ガスの影響の把握ということで、検討を行うことということでしたので、こちら悪臭と同様の一般廃棄物最終処分場の調査事例を基に温室効果ガスの検討を行っております。結果としましては2, 928 t、CO<sub>2</sub>換算ですけれども、排出されると予測され、その結果を事業に伴う温室効果ガスの影響に加えた形で、予測を行っております。こちらの内容は6. 714ページから6. 715ページに記載しております。

以上、事業者見解についてご説明させていただきました。

(片谷会長)

ありがとうございました。今日、ご説明いただくのは以上で全てでよろしいですか。

それでは、ただいまご説明いただきました内容についての質疑に入りたいと思います。事業者に対するご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

(角田委員)

直接事業者ではなくて、事務局かもしれませんが、P 4. 25の上から2つ目の3)ですが、温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正処理というのは、これは本事業と関わりのない事業が載っているのかと思うのですが、これは別の事業に対して制限を加えているのは、見識がないので分からないのですが、これを盛り込んでも良いものなのかお聞きしたいのですが。

(事務局 土橋主査)

今回、地域振興施設の方で、新たに温泉掘削をしたい、温泉を利用したいといった部分がございますので、一連の形状の変更、事業全般を一体として見ておりますので、当然、今後されるであろう温泉の掘削に絡む部分についても、懸念される部分としては記載をさせていただいたということになります。

(角田委員)

地域振興施設ということで、これが本事業と一体としてされるというのが、よく分からないのですが、もう少し詳しくお願いします。

(事務局 土橋主査)

要約書の2. 16ページを見ていただきたいのですが、図の2-2-9、全体の絵を見ていただきたいと思うのですが、まず2. 4ページをご覧ください。そこでまず破線で区切られたエリアがございます。これが本事業の事業実施区域になります。この実施区域内で行われる行為として、ごみ処理施設、最終処分場、地域振興施設として、この3つがこのエリアの中で行われる行為になりますので、このエリアに係る環境影響ということで、まず対象が今回のこの事業の全容になりますので、その事業の中で行われる地域振興施設の部分について意見を述べているということです。

(角田委員)

分かりました。エリアは分かりましたが、この工事が終わった時点で、これは除かれるわけですか。工事の中にこういうものが入っているのですが、工事中はこういうものがかかると思うのですが、工事が終わってもこの地域はこのまま確保されているのですか。

(事務局 土橋主査)

現在、この事業が3者が一体となってこのエリアをやっているような形になっておりますので、これはずっとこのままひと固まりでこのアセスの括りとしてはなっています。ただ、個別の許認可を受けていく際には、温泉については温泉の許可を、地域振興施設を受け持つところがやりますし、ごみ処理施設につきましてもごみ処理施設を受け持つ事業者がやるという中で、許認可については個別の事業者がそれぞれやりますが、アセスという括りの中では一体、この3者まとめてやっていくということになっております。事業を、区域内で行なう事業を各種許認可がありますので、そういった部分にアセスの結果を反映していただく。そういった中で今回については今出ている中で、温泉とごみ処理施設と最終処分場と、この3つの事業体の中にあるということで、ご理解いただければと思います。

(角田委員)

それは分かったのですが、時間的な経過で、既にこういう風に全てが工事が完了したという時点では、アセスの対象から除かれるのですね。

(事務局 土橋主査)

事業がどこまでコントロールがかかるかということですか。

(角田委員)

もしこの地域内に新たに温泉を掘削する計画が出てきた場合に、既にアセスや工事が完了した後に。

(事務局 土橋主査)

温泉を掘るタイミングはいつかということですか。

(事業者 石原局長)

温泉工事自身はごみ処理施設完了前に地域振興施設は完成させますので、その進行に沿った年度でございますので、完成前には、工事自身は終了するというようになっております。

(角田委員)

はい、大体分かりました。

(片谷会長)

今、事務局からご説明がありましたとおり、許認可に関しては温泉は温泉法で、他のごみ処理や処分場は廃掃法ですから、もちろん根拠法は違うわけですが、アセスとしては、このエリアの中でやっている事業全部一緒にやっているの、事後調査が続いている期間内はずっとそのアセスの枠組みは継続するということですね。ただ、温泉掘削自体は事後調査の対象だったのでしょうか。対象ではないですね。

(事務局 土橋主査)

対象ではありません。

(片谷会長)

ですから、そういう意味では実質的には角田委員のおっしゃるような事後調査段階になると温泉自体はアセスの事後調査の対象ではないという意味では、やはり切り離されたような位置づけにはなっているということですね。



では、他の委員のご意見、ご質問を承ります。

(大久保委員)

マツバランについて、何回もこれについては言いますけれども、これは非常に貴重な種なのです。これについてはまず、一番最初に聞きたいのは詳細にコドラート調査したかどうか。その記録はあるかどうか。そして、これを読んでいくと、実験的に移植しているようですね。室内に持ち込んだりして。そこまでは良いのですが、それを今後どうするのか。そして1ヵ所は工事には関係ない位置にあるようですね。その位置の管理を一体どうするのか。これは事務局にも聞きたいのですけれども。結局、今後のこういう希少種の管理をどのようにしていくのか、少しお聞きしたいのですけれど。

(事業者 大谷氏)

調査のところのご質問に関しまして、お答えいたします。コドラート調査という位置づけになるのかどうかというのはあるのですけれども、株数の個体数調査を行っております。こちらにつきましては、アセスの当初だけではなくて、平成22年度、平成23年度に行っておりまして、今年度も実施することになっております。その経過につきましても、今回、評価書の中に若干補足をさせていただいております。それから、今、大久保委員のご指摘のとおり、一部につきましては改変区域外というところで、保全をするということですが、一応これは対象事業実施区域の中でございまして、あくまで土地をいじらない区域、残地緑地の中が一部残されるということになります。その中に昨年度の調査結果によりますと、71株残っております。それ以外の改変される区域につきましても、現在76株確認されておりまして、ほぼ半々という状況でございます。現地での調査というのはこのような状況です。これに対しまして、保全措置ということで、いくつか試験的なことをやっております。1つは試験移植ということで、先ほどの改変される場所から、保全される場所、残る場所の方に数株移植をして、それを平成22年の夏に行っておりまして、現在までの活着は確認されております。それからもう1つ、それを5株ほど持ち帰っておりまして、室内というか、植木鉢で保全をしております。こちらにつきましても一昨年夏に持って帰ったものが、現在までそのまま生育できているということで、ある程度の管理をすれば個体としては存続できるという状況を確認しているということで、色々データがない中で、こういった調査を進めているという状況です。

(事業者 村山氏)

今のそういった状況を踏まえまして、活着するまでに、2年ほどの状況ですけれども、ある程度、単年ではなくて複数年、活着しているという状況でありますので、今後、改変するところについては同じように生息する周辺の方に移植をして、モニタリングをして、できれば自然の状態というか、放置した状態でも区域内で生育できるといったことを確認していきたいと、ただ一方で、種の保存という意味で、室内での管理といったものは期間中、継続して行って、ある程度その生息数が減る場合には、増殖とか、そういったところを、工事が複数年またぎますので、その中で本当に活着するまでは確認していきたいと、それ以降は基本的には管理しない状態でも区域内で生息する場所で生育できればということは今も考えてやっていきたいと考えております。

(大久保委員)

そうしますと、それは現在改変しない部分に順々に移動させますよね。その位置、公表はしないけれども、その管理は行政的にはどこでやっているのですか。というのは、種の保存の意味で、非常に、どこかがやはり管理しないと、これは放っておけばまた草が生えてきて枯れてしまいますよね。そういう意味で、どういう風に今後動いていくのか。

(事務局 土橋主査)

こここのところは答えがはっきり出せないというのは、大久保委員も承知していると思いますけれども、希少種の保護につきましては全般的にはみどり自然課でやっているのですが、マツバラン、この事業のこの部分についてどうするかという部分については、行政の保全をする立場の部分のところで、何か動いている、まだそこまで事が中でも十分に話を、アセス担当とそちらの方で、前は一緒だったのですけれど、今は離れていますので、そういった詳しい話はまだ今後になります。

(大久保委員)

マツバランだけではなく、今後、温暖化の問題があって、種が、希少種がだいぶ減ってきます。減ってくる可能性が高いのですよ。そうした場合に、今のよう、コンサルが前向きにやってくれるので良いのですが、今後そういうことがあった場合に、行政的にはどこか係があるのかないのか。そういう実験場所があるのかないのか。その辺は今後、ぜひ考えていただきたいと思います。

(片谷会長)

これは県に対する要望で、事業者に対するご意見ではありませんので、部長によくお伝えください。よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

この件に関する、この後、スケジュールを見ますと、もう次回が意見骨子で、評価書に対する意見ですので、当然、期間が短いわけですがけれども、今日ご説明いただいて、かなりの部分は私は個人的にはかなり十分にご対応いただけたと感じておりますけれども、今の大久保委員のご質問もありますし、それから細かいところを見ればまだいくつか疑問点もあろうかと思えます。そういうのはどういう形で取りまとめをしますか。事務局からその辺の計画をご説明ください。

(事務局 土橋主査)

今回の評価書については60日という非常に短期間で意見がある場合には意見をまとめるという形になりますので、できればまだ少しここだけは足しておいた方が良いという部分があれば、早めにご連絡いただきまして、そういった部分を次回、骨子をお示しする時に、意見がないようであれば「意見なし」という形の中で、それが1つの答えということで、固めたいと思っておりますが、意見があれば例えばこんな形でということで、それは個別に意見をいただいた先生と調整させていただいて、その結果を審議会の方にお示しさせていただくような形で、いかがでしょうか。

(片谷会長)

今日の時点では、ご質問はありましたけれども、いわゆる事業者に対する意見は直接は出ていないのですけれども、これから出る可能性があるということで、では先ほどの案件と同じで、次の審議会が2週間後ですから、1週間以内に、つまり来週いっぱいにご意見があれば事務局にお寄せいただくという手順でよろしいですか。

(事務局 土橋主査)

はい。

(片谷会長)

では、そのようにさせていただきます。

私も1つ質問がありまして、田中委員の代理で質問しようと思って忘れたのですが、これは事業者にお尋ねしたいのですが、4.30ページの一番上の生態系のところですが、専門家を明らかにして評価書に記載することとなっているのですが、これは記載されたと理解してよろしいのでしょうか。

(事業者 大谷氏)

記載しております。本日、皆様お持ちでないかもしれませんが、本編の6. 588ページに記載しております。残念ながら要約書には示しておりません。

(片谷会長)

戻りまして確認させていただきます。私は田中委員が気にされていたところなので、確認しましたが、他の委員の方から何かありますでしょうか。

(工藤委員)

要約書の6. 3ページの上層気象のところ、逆転層の発生状況が出ていますが、複数の煙突の高さがあったと思うのですが、これは有効煙突高さ100mとあるのですけれども、どの高さの煙突についての結果なのか。それから、煙突ごとにこれをやられたのかというのをお聞きしたいのですけれど。

(事業者 大矢氏)

有効煙突高さというのは、全ての煙突高さとし排ガス条件を入れて、全部確認した上で、一番低かったのが100mくらいだったので、100mとしております。

(片谷会長)

一番低いものですか。

(事業者 大矢氏)

有効煙突高さとして一番低いものです。

(工藤委員)

煙突自体は何mですか。どの煙突高ですか。

(事業者 大矢氏)

煙突が一番低かったのがどれかというのは今、分からないのですけれども。一応、一番低いもので。

(片谷会長)

59mですか。

(事業者 大矢氏)

排ガス条件もいくつかありましたので。

(工藤委員)

59mのときの有効煙突高さが100mですか。

(事業者 大矢氏)

59mと80mと100mについてそれぞれ有効煙突高さを全部計算して、その中でも大体100mより高いところに出ていたということです。有効煙突高さとして。今、どれが一番低かったか、どの煙突の時に一番低かったかというのは今はデータがなく、分かりません。

(工藤委員)

煙突高ごとに有効煙突高さがありますね。それについて、3種類、計算、調査はしていないのですか。有効煙突高さによって分類が、この数が変わってきますよね。

(事業者 大矢氏)

一応これは全部を、いずれの煙突高さに対してもということで、ひとまとめにしてしまっています。

(片谷会長)

ですから、予測の時に当然、有効煙突高さごとに逆転層の影響を反映させたのですねという質問です。

(事業者 大矢氏)

そうです。

(片谷会長)

それを、出現頻度を集約するにあたって、この100mの場合で区分をしたということですよ。要するに、上層逆転や下層逆転という区分をするにあたって、100mの場合で仕切ったということですよ。

(事業者 大矢氏)

この表6-1-3については、予測とは全く関係なく、100mというものを単純に設定して、100mということで決めてしまって、それで、上層、下層ということで、要は100mより低いところ、下層については有効煙突高さがそれ以上になりますので、影響しないということで考えて100mとしています。

(片谷会長)

予測は当然、有効煙突高さごとに逆転層の影響は反映されているということですよ。

(事業者 大矢氏)

はい。予測の時にはそれぞれの煙突高さと同排ガス条件を入れまして、それぞれの有効煙突高さのところでその逆転層に係る条件を当てはめて、全部計算をしております。この表6-1-3は、単純に調査結果として取りまとめただけです。

(工藤委員)

複数案を検討した結果として、6.11ページに複数案と複合影響の組み合わせというのがあるのですが、そのあと、個々には結果、数値が示されていますけれども、結局のところ、経済的な要因等を考慮しない場合、環境影響が最も少ないベストプランはどういう組み合わせだったのですか。かつ、この評価の結果として、現実味も考え合わせた上で、どのプランが採用されるのかというのは、ここでは特に検討していないのでしょうか。

(事業者 大谷氏)

煙突の高さにつきましては、環境影響として3つの項目を考えております。1つが今の排ガスの大気質への影響の問題、もう1つが景観の問題、それからもう1つが日照の問題というところで、そちらにつきましては各項目でそれぞれケースごとに予測をしております、その結果につきまして、総合評価の章でまとめております。要約書の9.2ページ、3ページに複数案の総合評価というところ

で、整理をしております。今回、どれが良いと決めるための複数案とはやや異なりまして、それぞれ影響を単に比べてみるというところまでございまして、9. 2ページの「(3) 複数案の総合評価」という文章で、結論を整理しております。まず、大気汚染については、煙突高による予測結果の差は非常に小さい、濃度の差は非常に小さいということでした。また、日照障害と景観につきましては、煙突位置が南東側、煙突高さは当然低い方が影響は小さいということで、59mの場合に影響が小さいというところまで、大気質につきましては、濃度の差が非常に小さいということで、それぞれの有利、不利というところまでは考えておりません。結論的には、総合評価といたしましては日照及び景観のところまで評価を行なっておりまして、結論といたしまして煙突の位置が南東側、煙突高が59mとする案がごみ処理施設の影響を最小化できるものというような総合評価ということで取りまとめております。

(片谷会長)

ありがとうございました。今の総合評価はある意味、当然といえば当然で、大気があまり差がなければ、それはなるべく影響を受けそうなところから離れた方が良いに決まっているので、なるべく低い方がコスト的にも良いと、当然の結果であると思います。

それでは、今日の時点でのご質問やご意見は出尽くしたようですので、先ほど話がありましたように、更にご意見がある場合には、1週間以内に事務局にお寄せいただくということで、ご対応をお願いいたします。これにつきましては、それを整理いたしまして、次回4月27日に意見の取りまとめ、骨子の検討ということでございます。

それでは、この議題につきまして、今日はここまでとさせていただきたいと思います。

#### 議題4) その他

(片谷会長)

その他として、何かございますか。

それでは、事務局から今後の日程について確認をお願いいたします。

(事務局 依田課長補佐)

それでは、お配りしてあります「今後の山梨県環境影響評価等技術審議会の開催と案件の手続状況について」という資料をご覧ください。今日4月13日、3案件についてコメントをいただきました。次回は4月27日を設定させていただいております。同じく2時半からということでお願いします。議題としましては、大月バイオマス発電の意見案の検討、それから甲府・峡東地域廃棄物処理施設等の意見骨子の検討ということになります。その次が5月17日、こちらでは甲府外郭環状道路東区間の第2回の事業説明、甲府・峡東地域廃棄物処理施設等の意見案の検討ということで予定しております。その後も何度か審議会を開催させていただくことになると思いますが、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

それから、今日、参考資料ということで、新聞記事をお配りさせていただいております。これは、中部横断自動車道の長坂 - 八千穂間の整備を検討してきました国土交通省の委員会が、建設の必要性を認める中間取りまとめをしたという記事になっております。最後のところになりますけれども、「小委員会が次回委員会で整備手法を含めた最終意見をまとめれば、国交省は概略ルートや構造などの検討に入り、環境影響評価に着手する見通し」ということで、こちらについても、また何かとご面倒をおかけすると考えられますので、その際はよろしく願いいたします。

(福原委員)

6月中旬頃の審議会は大体いつ頃に決まりますか。

(事務局 岩浅技師)

早々に先生方にはご予約を確認して、日程を決めたいと思っています。

(片谷会長)

ぜひ来週中にはお願いします。

それでは、全ての審議が終了しましたので、閉会を事務局にお願いいたします。

#### 4 閉会

(進行 依田課長補佐)

片谷会長ありがとうございました。

これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

委員の皆様方、本日は本当にありがとうございました。